

鳥取県告示第 498 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社	鳥取市叶 110-1	久大建材株式会社ライフケア事業部	鳥取市古海 693-1	平成 18 年 6 月 20 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社	鳥取市叶 110-1	久大建材株式会社ライフケア事業部	鳥取市古海 693-1	平成 18 年 5 月 1 日

3 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社	鳥取市叶 110-1	久大建材株式会社ライフケア事業部	鳥取市古海 693-1	平成 18 年 6 月 20 日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社	鳥取市叶 110-1	久大建材株式会社ライフケア事業部	鳥取市古海 693-1	平成 18 年 6 月 20 日